

裁判員制度の現在と制度廃止論

高山 俊吉

一 裁判員制度

内閣に設置された「司法制度改革審議会（＝司法審）」が2001年に小泉内閣へ制度の採用を答申し^(注1)、「司法制度改革推進本部」が「裁判員制度・刑事検討会」を中心に法案作りを進め、2004年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（＝裁判員法）」が成立した。5年の準備期間を経て2009年5月に法が施行され、間もなく5年を経過する。

重大犯罪事件について、20歳以上の者が職業裁判官と一緒に審理し判決言い渡しに関与する。裁判体は原則として裁判官3人と裁判員6人で構成され、裁判員は被告人が否認しているか自白しているかに関わりなく参加し、当然量刑判断にも関わる。多く3～4日程度の審理で判決を言い渡すとされ、結論は多数決で出す。人を裁きたくないという理由で裁判員を辞退することは認められず、被告人は裁判員の参加を一切断れない。

裁判員候補者が出頭しないこと、質問票に虚偽の事実を書いて提出すること、選任手続時に虚偽の陳述をすること、裁判員が評議の秘密や職務上知り得た秘密を漏らすこと、裁判員を特定できる情報を公にすること、自らが裁判員やその候補者になっていることを公にすることなどが多く処罰の制裁を伴って禁止される^(注2)。

米国などで行われている陪審裁判では、職業裁判官は評議・評決に加わらず、被告人が無罪を主張した場合しか開かれず、陪審員は量刑に関わらず、有罪には基本的に全員一致を要し、陪審員の出頭辞退が事実上広範に

認められ、被告人は陪審裁判を断ることができ、審理が長期化することも珍しくない。裁判員制度は陪審制とは制度の仕組みが大きく異なり、制度思想も根本的に異なる。

二 当局の見地

裁判員法第1条は「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と明記し、最高裁も同旨のことを言う^(注3)。「裁判員制度・刑事検討会」の委員であった池田修判事（当時）は解説書中で、「（この制度は）現在の刑事裁判が基本的にきちんと機能しているという評価を前提として導入された」とコメントしている^(注4)。

また、2006年10月、最高裁・法務省・日弁連が全国紙に連名で掲載した全面広告には、「判決や刑罰決定までの過程を体験、理解し、犯罪がどのように起こるのかを考えるきっかけを作ることで、安心して暮らせる社会に何が必要かを自分のこととして考える。昨日までとは違う自分になる。」とあった。

制度施行2年半後の2011年11月、最高裁大法廷は、裁判員制度を合憲とする判決を言い渡し、翌2012年12月、最高裁事務総局は、「裁判員裁判実施状況の検証報告書（＝検証報告書）」の中で、「裁判の結果は、総体としてみればこれまでの裁判と極端に異なっていない」と指摘している^(注5)。

三 裁判員裁判の現状—審理の長期化と事務の滞留

検証報告書によれば、2012年5月末まで約3年間の裁判員裁判の新受人員（起訴された被告人の数）は4,862人、終局人員（判決を言い渡した被

告人の数)は3,884人、未済人員(審理中の被告人の数)は978人とされる。

最高裁は、2007年1月刊の『裁判員制度ブックレット』で、裁判員裁判実施前の対象新受事件の数を2003年3,646人、2004年3,786人、2005年3,629人と報告していた。しかし、制度実施の準備期間中に事件数は年々大幅に減り、制度実施後も2009年の年末までに1,142人(1年に換算して1,853人)、2010年1,591人、2011年1,617人と減少した結果、覚せい剤取締法違反などごく一部の犯罪を除いて、今や新受事件の数は裁判員法成立当時の半分以下の水準になっている^(注6)。

事件の激減をどう評価するかということも大きな問題だが、重要なのは、事件数が当初予測の半分程度しかないのに現に1000人近くも未済滞留が生じている事実である。天佑神助の恵み(?)にもかかわらず事件は一向に「掃けて」いない^(注7)。司法審意見書は、「刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因」と断じたが(42頁)、現在の裁判員裁判の平均審理期間は皮肉なことに以前の刑事裁判のそれより確実に「信頼を傷つける」結果になっている。

公判前整理手続の期間が長びき、多くの被告人は保釈もされないまま超長期にわたって身柄を拘束され、公判審理の期間も長期化している^(注8)。そして、大半の地裁の刑事部の事務量が増え、その負担が一般刑事事件におよんでいる。最高裁は裁判官の応援や職員の配置転換などのやりくりで対処させているが、民事部や家事部の事務処理にも影響が出るなど現場は極めて深刻な事態に陥っていると伝えられる。

四 裁判員裁判の現状—国民の根強い批判

制度の存立を根底から危うくしているのは、国民の激しい批判である。制度施行前の反発は施行後になっても少しも収まらない。「裁判を厭う人々」はその後も確実に増え、しかも強い消極意見が増えている^(注9)。

名簿記載者のうち選任当日に出頭した人の比率（出頭率）は、1年目40.3%、2年目38.3%、3年目33.5%、4年目30.4%、5年目前半で29.3%と年々確実かつ急速に減っている。調査票や質問票を送りつけられた者のうち少なくない人びとがにわか病人やにわか怪我人になり、裁判員裁判がまだ実施されていない地裁管内の住民からもすでに裁判員を経験したなどと申し出る者が出た^(注10)。

質問票に対する回答は裁判所に送り返す書面である。裁判員法は、虚偽の返事を出したり選任の場でウソを言ったりすることを処罰の対象にしており、裁判所の調査や質問にウソを言うには「勇気」を要する。裁判員候補者の出頭拒否をめぐって現在起きている事態は、国家と国民の間で展開されている激闘である。

裁判員や補充裁判員を経験した国民の数は実施約3年間で約3万人になり、今や5万人前後に達している。多くの経験者がよい経験をしたと本当に思っているのなら、参加を喜ぶ感想や参加を積極的に呼びかけるアピールが相応に出てきても良さそうに思えるが、その気配はほとんどない。2011年10月、岐阜地裁で行われた裁判員経験者意見交換会では、「つらかった体験」がこもごも語られて話題になった^(注11)。これほどの裁判員裁判体験者のほとんどが口をつぐんで語らないところにこそ、この制度の問題性が表れている。

2010年12月判決の鹿児島地裁強盗殺人等の40日裁判では候補者名簿から抽出された450人のうち実際に出頭した人は34人（7.6%）、2012年4月判決のさいたま地裁殺人等の100日裁判では330人のうち最後まで残ったのは34人（10.3%）、2012年12月判決の鳥取地裁強盗殺人等の75日裁判では僅か38人（5.4%）だった。今や圧倒的多数の国民がこの制度に背を向け、呼び出されてわざわざ裁判所に向くのは、他人を裁いてみたいと常々思っていたとか、裁判に特別な興味を持っているとか、不出頭処罰の威嚇に抗しきれなかった人とか、ある種の傾向を持つ人々に限られてきたと言っても過言ではない。皮肉を言えば、当局は「あなたが変わる」こと

を求めたが、変わってほしい人たちは要請を断り、ごく少数の「すでに変わり済み」の人々だけが要請に応えたということである。

五 裁判員裁判の現状—賠償責任追及の動き

昨年3月、強盗殺人罪などに問われた被告人に死刑判決を言い渡した福島地裁郡山支部の裁判員裁判で裁判員を務めた福島県在住の女性が、公判の後に「急性ストレス障害」と診断された。

女性は、審理で見せられた殺害現場写真がフラッシュバックし、休廷中にも嘔吐し、その後も食事がのどを通らず、就寝中に何度も目を覚ますなどの症状が頻繁に出るようになった。竹崎博允最高裁長官は、この事件が報道された直後、憲法記念日の記者会見の場で、裁判員に対するケアの必要性に特に論及した。個別のケースについて最高裁長官が発言するのは極めて異例のことで、最高裁の狼狽ぶりが窺われた。

この女性はその月、国を相手取って賠償請求の訴訟を起こし、昨秋以来その審理が福島地裁で行われて今日に至っている。

ところで、この裁判の中で、前掲2011年11月の最高裁大法廷判決が、同事件の上告趣意に掲記されていなかった憲法第18条違反（苦役の禁止）の主張があたかも主張されていたように取り扱い、裁判員制度は憲法第18条に違反しないとの判断を示していたことが同事件の原告代理人によって指摘された。

裁判員制度が国民から強い反発を受ける中で、あわてて対処した最高裁の姿が浮き彫りになったが、この事件の審理の今後が各方面から注目されている。

六 裁判員裁判の現状—現場に広がる抵抗

最高裁が明確にしないことの一つに「解任の動向」がある。裁判員や補充裁判員は職責の継続に不都合な事情があれば解任されることがあるが^(注12)、最高裁は、検証報告書の中でも解任の数や理由などにまったく触れていない。

裁判員は「辞任の申立てをすることができる」（裁判員法44条1項）とされているが、裁判員に辞任を求める権利があるのではない。やめることができるのではなく、続けることが困難だと裁判所が判断すれば解任されるだけである。解任が生じるのは、審理の途中で裁判員や補充裁判員が裁判所に来なくなってしまうケースが多いと思われるが、その理由・事情を知ることは裁判員制度に対する国民の理解や支持の程度を解明する鍵になる。最高裁がこのことに触れないのは、裁判員の負担の重さや制度への嫌悪感の強さに注目が集まるのを恐れるからであろう。

検証報告書中の「裁判員に選任された補充裁判員の数」のデータによると、1人補充された事件が309件、2人が16件、3人が1件あったとされる。10数件に1件の割合で解任が発生し、1つの裁判で2～3人の裁判員が解任された例もあるということは、裁判員の裁判参加の不正常を強く推測させる^(注13)。

「裁判員制度はいらない！全国情報」によれば、2012年10月の時点での解任人数は、最高裁の回答で384人とされている^(注14)。裁判員裁判の公判が始まってから約3年数ヶ月のデータになり、検証報告書の3年間より確実に増加している。

今年1月には、水戸地方裁判所で、論告求刑を前に辞任を申し出た裁判員の解任がきっかけで残る裁判員たちも全員が解任され、すべての裁判員と補充裁判員を選び直す事件が発生した。進行中の裁判が裁判員の解任で立ち往生した初めての事件である。

解任が決定されるのは次の場合に限られる。イ 重い疾病傷害、ロ 同居

の親族の介護養育、ハ 決定的に重要な事業上の用務、ニ 父母の葬式参加など変更不能の用務のほか、ホ その他政令で定めるやむを得ない事由がある場合（裁判員法16条八号）。「政令」が掲げる事由とは、①妊娠中か出産後8週間以内、②日常生活を営むのに支障がある親族や同居人の介護養育、③重い疾病傷害を持つ配偶者・事実婚者などの通院などの付添い、④妻・事実婚者・子の出産立ち会いや付添い、⑤遠隔地居住による出頭困難、⑥その他裁判員の職務を行い又は裁判員候補者として選任手続期日に出頭することで自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があると裁判所が判断する場合。

これらの事態が裁判員になった後に発生することが要件になる。

水戸地域のケースは、政令の⑥に当てはまるかどうかが問題になるケースであったと考えられるが、解任理由の有無は個別の事情で決まるもので一律一括に結論を出すものではない。5人が5人も解任に当たる理由は極めて考えにくい。全員解任という事態はもはや抵抗行動とでも言うべき状況が発生していたことを推認させる。

これまで裁判員候補者の不出頭が処罰された例はない。処罰を断行すれば裁判員制度に対する国民の反発は極限まで高まる。現在の状況は、「イヤなら行かなければ済む」という空気を世間にまん延させたことで辛くも保たれているバランスと言って差し支えない。最高裁・法務省は文字どおり進退窮まっている。

七 廃止に向けた行動を

裁判員制度は「現に進行する改憲」である。権力の立場に立ち他人を裁くことを通して自らのうちに「私を捨ててお国に身を捧げる」ことを第一義と考える人格を形成しようとするところに制度の狙いがある。その先にあるのは、「国家不信」「政府不信」を打破し、この国の政府が他国との戦

争に突き進むことを支持する（少なくとも反対しない）側に立つ人間になってもらうことである。

裁判員制度は、この国の政治経済が根底的な危機に直面している状況の下で、国民自身に司法権力の一翼を担わせて彼らを国に抗わせないよう教導する「究極の国民動員策」である。

2006年の教育基本法「改正」時に、安倍首相（第1次内閣）が国会で強調した「教育基本法の政府案は志ある国民を育てることを目的とする。それは新たな国づくりの基礎をなす」という言葉が思い起こされる^(注15)。裁判員制度は、「社会の役に立つことを自らの目標にしよう」という『心のノート』にも直結する。その根底にあるのは、国民を裁く者と裁かれる者に分断して対立させ、裁く者にはこの国を守るのは自分だと決意させ、社会に害悪をもたらす者は自らが敢然と処分するという考えで身を固めさせようという国家主義思想である。^(注16)

最高裁は、前掲報告書で、制度は「比較的順調に運営されてきた」「95%超の裁判員経験者が貴重な体験と言っている」「裁判結果は裁判官裁判と極端に異ならない」としつつ、「制度を廃止すべきだという意見はごく一部にとどまる」「徐々に改善工夫を重ねよう」と記している^(注17)。「制度廃止論」に論及したことに注目したい。事態が深刻の極にあることをよく知る最高裁は廃止論に触れない訳にはいかなかった。

法務省の「裁判員制度に関する検討会」は、昨年6月21日、裁判員制度の見直しに関する最終報告書を発表した。それによると、審理期間が年単位におよぶような事件は裁判官だけで審理を行うとか、東日本大震災のような大規模災害の被災者は候補者から外すなどの「見直し」を検討するというのである。

しかし、首都圏連続不審死事件（さいたま地裁・審理期間100日）や鳥取連続不審死事件（鳥取地裁・同75日）なども、そしてオウム真理教元信徒の逮捕監禁致死等事件（東京地裁）も、これまでの刑事裁判の進め方なら確実に年単位の審理になり、裁判員裁判のそれとは比較にならない慎

重なる審理と密度の濃い弁護活動が行われていたであろう。一方、裁判員制度のもとではいかなる事件でも年を超える裁判などあり得ない。

そもそも超長期裁判を裁判官に戻すなどという見直し論はこの間どこからも出ていなかった話である。このような見直し論が突然登場したのは、裁判員の出頭拒絶があまりにも多いことによる。特にその傾向が甚だしい超長期裁判を裁判官に戻すことで拒絶の激増を押しとどめられないかと期待したのであろう。しかし、国民が制度を厭うのは超長期裁判に限った話ではない。この方針は大量の出頭拒絶に法務省がいかに苦慮しているかを人々に知らせただけであった。

大災害時の除外の構想も怪しげな話である。最高裁は、2011年3月11日の大震災と東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故から2週間しか経っていない3月25日、盛岡、仙台、福島の各地裁本庁と福島多郡山支部で、「3月28日以降、裁判員らの来庁に支障のない事件の公判を開く」と発表した^(注18)。このことは被災地の住民だけでなく多くの人々から怒りを買ひ、部内からも抗議の声があがったと伝えられる。

不評の制度から民心が離れることを恐れた焦りの暴走と話題になったが、この言動こそが震災や原発の被災者（被害者）に対する最高裁の本心をよく示すものであった。最高裁は、肉親の生命への哀惜の思いよりも、また自身と家族の最小限の生活維持への努力よりもこの国の秩序を守りお国の大事を優先して考える国民を求めている。国民が裁判員制度を「現代の徴兵制」と評し、呼出状を「現代の赤紙」と言うのは当然の対応である。

3.11以来、国民は政府の言うことや専門家とされる学者の言うことをあまり信じなくなっただけでなく、最高裁をも信頼しなくなった。それは原子力発電所をめぐるいくつもの判決で最高裁が原発側を勝たせてきたことに加え、この時期における裁判員制度に関する最高裁のたび重なる権力的な言動によるところが大きいと思われる。

裁判員法に規定された実施3年後の見直しは結局何もしないと言うに等しい結論であった。この対応は、見直し論に少しでも踏み込んだら一挙に

廃止論に勢いをつけてしまうという政府・法務省の危機感と焦りをよく示すものであった。

裁判員制度は、いまや最期のときを迎えている。

（注）

- 1 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」は、「国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている」「国民の側も積極的に法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えてゆくことが求められる」とした（101頁）。そして、被告人が裁判員裁判を拒絶できない理由について「制度は、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである」とした（106頁）。
- 2 裁判員候補者は正当な理由なく出頭しないと10万円以下の過料、裁判員候補者が質問票に虚偽の事実を書いて提出したり選任手続の際に虚偽の陳述をすると50万円以下の罰金、裁判員が職務中に評議の秘密や職務上知り得た秘密を漏らすと6か月以下の懲役か50万円以下の罰金をそれぞれ科されることがある。裁判員を特定できる情報を公にすることは禁止され、裁判員自身も自らが裁判員やその候補者になっていることを公にすることが禁止される。裁判員を経験した者は評議の秘密その他職務上知り得た秘密を漏らすと6ヶ月以下の懲役などの処罰の対象になる。
- 3 『裁判員制度ブックレット—はじまる！私たちが参加する裁判—』（最高裁2005年10月刊）の中で、大谷直人最高裁判事局長（当時）は、「国民の皆さんが参加して、裁判官と議論し、その感覚を裁判に反映してゆくという作業を行う中で、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼がより深まることが期待されているのです」「裁判員制度を通じて、日本の刑事裁判を考え、ひいては日本の国や社会というものを考えてもらえるというのはいいことなだろうと思います」と述べている（7～8頁）。
- 4 『解説 裁判員法 立法の経緯と課題』（池田修著）の中で、同氏は、「裁判員制度は、国民に裁判に加わってもらうことによって、国民の司法に対する理解を増進し、長期的にみて裁判の正統性に対する国民の信頼を高めることを目的とするものである」とし、「導入までの議論の過程では、一部に、これまでの職業裁判官による刑事裁判を否定的に評価し、これを改めるために

は司法を職業裁判官の手から取り戻し、国民自らが主権者として裁判を行う制度を導入すべきであるなどといった意見も見られたが、裁判員法は、もとより、このようなイデオロギッシュな立場から立案されたものではない」「この制度を陪審型の制度へ移行する前段階ととらえるようなことはできない」と指摘している（2頁）。

- 5 だが、「裁判員制度に関する規定が憲法にない」「裁判所で裁判を受ける権利を奪われるのは32条違反」「公平な裁判所の裁判を受ける権利を奪われるのは37条1項違反」「法定手続によらない刑罰を科されるのは31条違反」「下級裁判所は裁判員の参加を予定していないから76条1項違反」「裁判の独立を定めた76条3項違反」「国民に大きな負担を負わせるのは個人の尊重や生命・自由・幸福追求の権利の尊重を規定した13条違反」「奴隸的拘束および苦役からの自由を保障した18条違反」などを指摘する制度違憲論は今なお強く指摘されている。
- 6 2005年と2011年の罪名別新受件数を比較すると次のとおりである。強盗致傷1110人→411人、殺人690人→371人、現住建造物等放火322人→167人、強姦致死傷274人→137人、偽造通貨行使246人→30人、傷害致死205人→169人、強盗強姦162人→83人、強制わいせつ致死傷132人→105人、強盗致死123人→37人、覚せい剤取締法違反118人→173人。
- 7 最高裁は「多くの場合3日以内で終わる」と言っていたが（2007年10月全国紙広告など）、実施1年8か月後の2011年1月に発表した最高裁のデータでは、3日以内に終結した事件は36%にとどまり、5日以上かかった事件は28%に上っていた。
- 8 公判前整理手続の期間は、自白事件は制度施行直後は2.8か月だったのが、2010年には4.6か月、2011年と2012年はいずれも5.0か月になった。否認事件も3.1か月→6.8か月→8.3か月→8.6か月と急速に長期化した。公判審理も長くなり、2012年は3日以内に終わった事件が2011年の約4割に減り、逆に6～10日の事件は約2倍に、11日以上は10倍以上になった。
- 9 参加消極の回答は、2006年1～2月実施の最高裁アンケートで61%、2006年12月の読売新聞アンケートで75%、2007年2月実施の内閣府アンケートで78%、2010年1月実施の最高裁アンケートで80%、2011年1月実施の最高裁アンケートで85%にと実施の都度確実に増えている。10年と11年の最高裁アンケートを比較すると、「参加したい」が大きく減る一方、「義務でも参加したくない」が14%増え、消極の中でも「強い消極」が増加していることが明らかになった。
- 10 裁判員法第16条は、裁判員などの経験者はその後一定期間裁判員を辞退できることを定めている。
- 11 『裁判員制度はいらない！全国情報』第29号4頁。当日、出席した6人の

経験者から、「検察官の供述調書の朗読は大変苦痛だった」「いきなり法廷に放り込まれて、次々に進んでいく訴訟についていくのに必死で、十分に証拠の内容を吟味する余裕がなかった」「裁判官が意見を述べると『まあそうかな』と引きずられた」などの意見が出た。「仮に自分が被告人だったら裁判員に裁かれないと思うか」との質問に、6人中5人が「嫌だ、プロに担当して貰いたい」「素人は感情に流されやすいので刑が重くなったら嫌だ」などと述べ、「裁判員制度自体に反対」と述べた裁判員もいた。

- 12 裁判員法41条や43条などによる。
- 13 検証報告書に「解任」の語は登場しないが、補充裁判員が裁判員に選任されるのは裁判員がいなくなった場合しか考えられないから（厳密には補充裁判員の解任もあり得るが）、この数字は基本的に裁判員の解任の件数を示していると見てよいだろう。
- 14 前掲『全国情報』第36号5頁。
- 15 2006年11月、参議院本会議での発言。
- 16 この考え方は「敵味方刑法」という理論で刑事法の世界にも登場している。前掲『全国情報』第35号2頁。
- 17 報告書「あとがき」。
- 18 前掲『全国情報』第19号2頁、同20号2頁。